

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

大分厚生年金 事案 228

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日に係る記録を昭和20年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月2日から20年10月1日まで

私は、昭和19年4月1日にB所に養成工として入社し、その後、工作部の現場旋盤工として勤務し、20年10月ごろ退職したのに厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社(旧A社。以下同じ。)B所が保管する工員台帳及び勤務内容に係る申立人の具体的な供述並びに元同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA社B所に勤務していたことが認められる。

また、C社B所に照会した結果、「社員は、雇用した日から厚生年金保険に加入させており、給与から厚生年金保険料を控除していた。申立人についても厚生年金保険に加入させており、給与から保険料を控除していたものと考えられる。」と回答しているところ、同社が保管する申立人に係る工員台帳に「採用、本工員、昭和19年4月1日養成工」、「解職、昭和20年9月30日」と記載されていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚に照会した結果、「私は、申立人と同じく昭和19年4月1日にB所に養成工として入社した。申立人は同郷(D)の数人と一緒にB所に入社し、20年10月まで勤務していた記憶がある。」、「私と申立人は同郷で申立人と一緒にB所に入社し、勤務した。採用後は申立人と職場が異なり、退職日などの記憶は無いが1日だけの在職などあり得ない。」と、それぞれ証

言している上、複数の元同僚には申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間においてA社B所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、元同僚の記録から30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 26 日から同年 9 月 20 日まで
私は、申立期間においてA社B支店で季節労働者として勤務した。元同僚には厚生年金保険の加入記録が確認できるのに、私には確認できない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA社B支店で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社B支店等に照会した結果、「当時の保険料控除等に係る関連資料は無く不明であるが、季節労働者は、厚生年金保険料の負担が大きいとの理由で、厚生年金保険に加入しなかった者も多数いたと聞いている。また、A社厚生年金基金の加入員としての申立人に係る記録は確認できない。」と回答している。

また、複数の元同僚に照会した結果、「私は、申立人とともに昭和 49 年 2 月ごろからA社B支店で季節労働者として勤務した。1年契約で同年 11 月に厚生年金保険に強制加入させられたが、それ以前は国民年金に加入していた。」「季節労働者として勤務していたが、途中で厚生年金保険に加入するか否かについてA社と協議した記憶がある。」と、それぞれ証言が得られ、当該元同僚には昭和 49 年 11 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、申立人と同職種の複数の元同僚にも申立期間において厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和 43 年 7 月から 51 年 12 月までの期間において、国民年金被保険者であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月3日から26年8月1日まで
私は、昭和25年2月にA海運局B支局C出張所において乗船手続後、機帆船D丸に乗船し甲板員などの業務に従事した。
申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人が所持する船員手帳から、申立人が、申立期間においてD丸に乗船し勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、D丸は昭和28年8月1日に船員保険の適用船舶となっていることが確認でき、申立期間は船員保険の適用船舶になっていない上、申立期間においてD丸の船長であったと思われる者の船員保険の加入記録は確認できない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る船員保険被保険者資格の届出を行なったことや、船員保険料を申立人の給与から控除していたことなどの証言を得ることができず、当時の保険料控除等の関連資料も無い。

さらに、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月ごろから同年 10 月ごろまで

私は、申立期間においてA社の工員としてB所の構内で二交替勤務により鋼材の疵の研削などに従事していたのに、厚生年金保険の加入記録が確認できず納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びC社D所（A社は、平成2年12月にE社に吸収合併。C社D所はE社の人事労務管理会社。）が保管するA社の昭和35年度の臨時工索引名簿から、申立人が、申立期間においてA社で勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、C社D所に照会した結果、「当時の保険料控除等の関連資料が無く、詳細は不明であるが、申立期間当時、臨時工は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答している。

また、当該臨時工索引名簿から、申立期間に在職していたと思われる複数の元従業員に照会した結果、「A社に入社後、6か月程度経過して臨時工から本工になったと思う。」、「6か月は臨時工の制度があった。」と、それぞれ証言している上、社会保険庁のオンライン記録から、当該臨時工索引名簿において入社日が確認できる元従業員は、入社後、6か月から1年ほどの間に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号にも欠番は無い上、申立人は元同僚についての記憶が定かでなく、勤務期間等について証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。